

立山町立小学校の適正規模・適正配置推進計画【概要】

令和6年5月 27 日

1. これからの教育のあり方

- 今後求められる姿:確かな学力と社会性、豊かな人間性を身につけ、社会的自立の基礎を培い、地域社会をはじめ、国や国際的に貢献できるようなたくましい児童生徒の育成(立山町教育振興基本計画より)
 - これからを生き抜くために必要な資質と能力:「主体性」、「リーダーシップ」、「課題解決能力」など
 - ・これらを培うためには、様々な見方・考え方や経験を持っている仲間との出会いが大切
 - ・互いに学び、認め合い、高め合い、切磋琢磨できる教育環境が必要
 - ・人間関係の中で、協調や対立、共感や反発などを経験するには一定規模の学校・学級規模の実現が不可欠
- 少子化が進む中で、これ以上の学校の小規模化は子どもたちの教育環境として望ましくなく、一定の集団の中での学びの実践の機会を提供できる学校環境の整備を進めていきます。

2. 小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

適正規模

①1学級の最小規模を 15 名程度とする。

②小学校の適正規模については、各学年で1学級以上の規模とする。

※1学級の最少児童数を 15 名程度とし、複式学級編制とならないことが望ましい。

複式学級編制が見込まれる場合には、児童数確保の取り組みについて、早い段階から検討を行う。

適正配置

①学校配置については、地理的な繋がりや全町的なバランスを重視する。

②通学距離に関しては、国が示す通学基準(小学校児童は4km以内)を基本とする。

ただし、地理的条件や地域コミュニティとの関係、児童の体力等を考慮した弾力的な運用を図る。

3. 基本方針に基づく適正規模実現に向けて

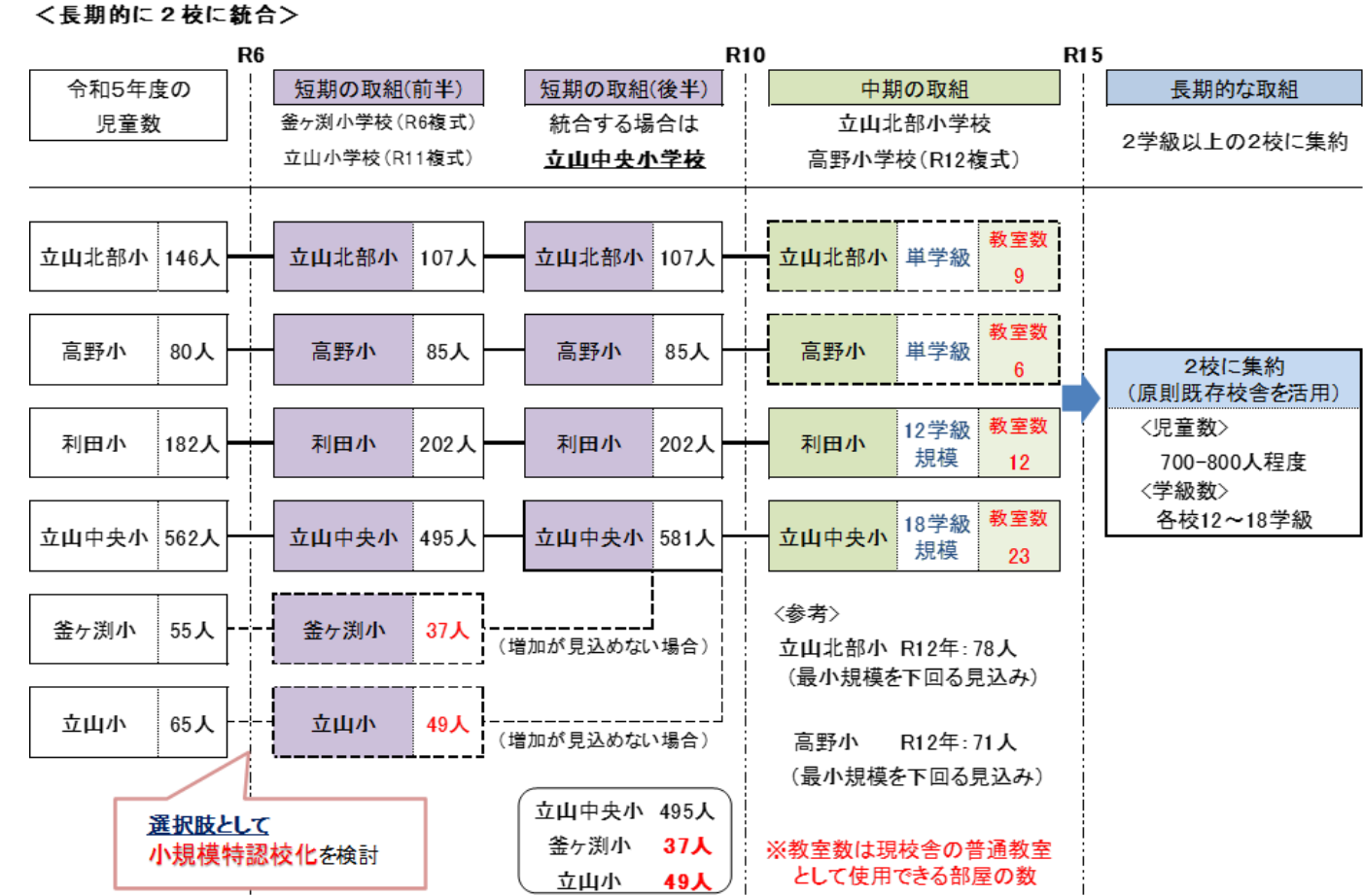
- ・考え方が多様化する中で、家庭や子どもの特性に応じて学校を選択する、新たなニーズも生まれています。
- 適正化のための取組の選択肢として、立山中央小学校への統合や小規模特認校制度の導入を検討します。
- ＊小規模特認校制度
- 少人数で地域と連携して特色ある教育に取り組むことから、多様化する児童の特性に合わせた教育の選択肢となりえます。また、町全域の児童を受け入れることができることから、新たな小学校教育のあり方の一つとして、小規模校と地域の実情や要望等に配慮しながら制度の活用について検討します。
- ・ただし、小規模特認校制度を導入した場合でも、児童数の増加が見込めない場合は、学校統合による適正化に向けて協議を行い、合意形成を図ります。

4. 小学校の規模・配置の適正化に向けた具体的な方策

各小学校の児童数の推移(赤字は基本方針に基づく最小規模を下回る人数)

年度	H30	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
立山北部	182	146	144	133	120	110	107	97	78
立山中央	611	562	546	530	526	523	495	459	440
高野※ ²	128	80	83	83	90	88	85	78	71
利田	226	182	181	198	200	204	202	207	207
釜ヶ渚	76	55	49	42	43	38	37	36	39
立山	80	65	65	57	58	54	49	47	49
合計	1,303	1,090	1,068	1,043	1,037	1,017	975	924	884

※ 高野小学校のH30 児童数には、同年の日中上野小学校児童数を含む、R7以降は見込みで算出



- (1)短期(令和6～10 年度)
- ・対象校:複式学級の編制が見込まれる、釜ヶ渚小学校(R6:1、R8:2発生)と立山小学校(R11 発生見込)
 - ・適正規模となるよう、早期に統合もしくは小規模特認校化等について検討し、取り組む
 - ・各学年1学級を維持できれば存続するが、児童数の増加が見込めない場合は統合の協議を行う
 - ・短い期間での再統合が発生しないよう、統合先は立山中央小学校とする
- (2)中期(令和 11～15 年度)
- ・対象校:立山北部小学校と高野小学校(R12 複式学級発生見込)
 - ・令和 12 年度以降、両校ともに最小規模を下回る見込み
 - ・短期の状況をみながら、適正規模となるよう統合もしくは小規模特認校化等の取り組みを検討する
 - ・統合の場合は、隣接校との統合を検討・協議する
- (3)長期(令和 16 年度以降)
- ・町全体の児童数の長期的な推移の見込みや利田地区の人口動態の流動性などから
 - 立山中央小学校1校に集約することは、施設の規模及び教室の状況、通学方法の確保の観点から困難
 - ・長期的な取り組み:1学年2学級以上の規模となる2校への集約が望ましい

5. 小学校の規模・配置の適正化を進めるにあたっての留意事項

- (1) 地域住民と一体となった小学校規模の適正化
- ・適正化を進めるにあたっては、児童と保護者、地域住民の理解や協力が不可欠です。
 - ・適正化についてのさまざまな情報（児童数の状況、複式学級や小規模特認校等の制度など）を、未就学児の保護者を含めた関係者へ広く周知したうえで合意形成に努めます。
- (2) 社会情勢の変化等への柔軟な対応
- 近年の社会情勢を考慮し、地域や学校の状況に応じて年次的に協議を進め、5年ごとの画一的な審議会でなく、中間年(令和8年)を目途に町全体の学校のあり方について継続審議する場や機会を設けます。